

令和5年度サービス提供体制確保事業における補助対象期間の考え方について

1. 補助対象年度について

令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に発生した経費

※令和4年度分につきましては、7月14日で申請受付を終了しました。

2. 令和5年度の補助対象期間について

令和5年5月7日まで（5類移行前）：発生後、療養終了日又は自宅待機期間終了日から**31日**

令和5年5月8日以降（5類移行後）：発生後、**10日間（発生日を含めて11日間）**

（注意事項）

①令和5年5月8日以降（5類移行後）、数日間にわたり複数の新規感染者等が発生した場合は、最後の感染者等が発生した日から11日間が補助対象期間となります

例）5/10・5/12・5/13に新規感染者等が発生→5/10～5/23の間の経費が対象

5/10及び5/24に新規感染者等が発生→5/10～5/20及び5/24～6/3の間の経費が対象

②補助対象期間が5/7と5/8をまたぐ場合の考え方

(1)療養終了日等が4月7日～4月27日の場合は5月7日までが対象となります。

(2)令和5年4月28日以降発生分は（療養終了日（復帰した日）等を問わず、）、発生後10日間が対象となります。

【補助対象期間の具体例】

発生日	療養終了日又は復帰した日	補助対象期間
令和5年4月1日	令和5年4月6日	令和5年4月1日～令和5年5月6日
令和5年4月2日	令和5年4月12日	令和5年4月2日～令和5年5月7日
令和5年4月30日	令和5年5月10日	令和5年4月30日～令和5年5月10日
令和5年5月7日	令和5年5月14日	令和5年5月7日～令和5年5月17日